相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県速見郡日出町大字豊岡四九五番地、最後の住所大分県速見郡日出町大字大神三一三六番地一　被相続人　亡　河野　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日

大分県杵築市大字杵築六九八番地一カモトヤ一―二

相続財産管理人　司法書士　星野　貴成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市大堂津三丁目四五一三番地、最後の住所宮崎県日南市大堂津三丁目一三番六号　被相続人　亡　河野　吉博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日

宮崎県宮崎市橘通西一丁目二―二五橘パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　川越　一彦

任意清算公告

当社は、平成二十九年十一月一日をもって解散し、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

宮崎市中村東一丁目二番三〇号

合資会社新井呉服店

代表社員　新井　昭男

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年九月二十六日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

北九州市八幡東区桃園二丁目七番一号

大石産業株式会社確定給付企業年金

清算人　江種　敬介

武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価書の作成の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称　中部電力株式会社

代表者　代表取締役社長　社長執行役員　勝野　哲

所在地　愛知県名古屋市東区東新町一番地

二、対象事業の名称、種類及び規模

名　称　武豊火力発電所リプレース計画

種　類　汽力

規　模　一〇七万キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

中部電力株式会社武豊火力発電所（愛知県知多郡武豊町字竜宮一番一）

四、関係地域の範囲

武豊町、美浜町、半田市、碧南市

五、評価書等の縦覧場所、期間及び時間

㈠　縦覧の場所

武豊町役場環境課（愛知県知多郡武豊町字長尾山二番地）、美浜町役場環境保全課（愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面一〇六番地）、半田市役所環境課（愛知県半田市東洋町二丁目一番地）、碧南市役所環境課（愛知県碧南市松本町二八番地）、中部電力株式会社　本店（愛知県名古屋市東区東新町一番地）、武豊火力発電所（愛知県知多郡武豊町字竜宮一番一）、くきなんたんトピア電力館（愛知県碧南市港南町二丁目八番二）、半田営業所（愛知県半田市東洋町一丁目三―三）

㈡　縦覧期間

平成二十九年十一月十日（金）から平成二十九年十二月十一日（月）（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）。ただし、くきなんたんトピア電力館は、休館日である月曜日以外ご覧いただけます。

㈢　縦覧時間

午前九時から午後四時三十分まで（半田営業所は午後三時まで）

㈣　インターネットによる公表

中部電力株式会社のホームページにおいて平成二十九年十一月十日（金）から平成二十九年十二月十一日（月）まで環境影響評価書をご覧いただけます。

（ＵＲＬ：http://www.chuden.co.jp/）

六、お問い合わせ先

〒四六一―八六八〇

愛知県名古屋市東区東新町一番地

中部電力株式会社　発電カンパニー　火力発電事業部　立地・開発グループ

電話番号　〇五二―九七三―二二七三（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前九時から午後五時四十分まで）

平成二十九年十一月十日

愛知県名古屋市東区東新町一番地

中部電力株式会社

代表取締役社長　社長執行役員

勝野　哲

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年11月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①裕大物産株式会社　②埼玉県知事(3)18483　③代表取締役　水野俊二　④埼玉県川口市長蔵３―23―12　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県川口市長蔵３―23―12　裕大物産株式会社　代表取締役　水野俊二

①東急リゾート株式会社　②国土交通大臣(7)4195　③代表取締役　伊藤英明　④東京都港区南青山二丁目５番17号　廃止した従たる事務所　新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2391　静岡県伊東市八幡野1298―37プラザ21Ａ棟　三重県志摩市阿児町鵜方2944―168　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区南青山二丁目５番17号　東急リゾート株式会社　代表取締役　伊藤英明

①東急リバブル株式会社　②国土交通大臣(1)2611　③代表取締役　榊真二　④東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　廃止した従たる事務所　兵庫県神戸市北区藤原台中町１―２―２　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　東急リバブル株式会社　代表取締役　榊真二

①東日本民間賃貸サービス合同会社　②関整特事第57号　③代表社員　箱根一般社団法人　職務執行者　目黒正行　④東京都港区三田１―１―15三田ソネットビル３階　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区三田１―１―15三田ソネットビル３階　東日本民間賃貸サービス合同会社　代表社員　箱根一般社団法人　職務執行者　目黒正行